

令和7年5月9日（金）午前9時00分より、5月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）  
議案第3号 農地転用計画変更承認申請について  
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）  
議案第5号 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について（推進機構）  
議案第6号 農業振興地域設備計画の変更について  
議案第7号 あっせん申し出について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について  
報告第2号 農地改良行為届について  
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和7年6月10日（火） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 平田和昭 2番 平城寿永 3番 棚町泰 4番 中原信介  
5番 辻広幸 6番 成富敬子 7番 原稔  
9番 白石季丈 10番 大石功一 11番 柳繁彰 12番 秋吉良一  
13番 重松栄一 14番 平田雅治  
16番 青木照 17番 棚町和徳 18番 中野浩行  
【欠席委員】 8番 中山忠文 15番 平田秀樹 19番 高木晋介

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 田口 望

議長 柳 本日の議事録署名人は1番、2番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名1番、2番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外3名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏より、農地の転用の許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙のとおり付議する。

議案第3号 農地転用計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外2名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により

提出されたので、別紙により付議する。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について（推進機構）

議案第6号 農業振興地域設備計画の変更について

議案第7号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地改良行為届について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は倉庫及びカーポート建設になります。

申請地は、都市計画法の用途地域内で第二種低層住居専用地域となっており、第3種農地判断となります。雨水は北東側に側溝を新設して放流する計画です。給水は使用せず、汚水・雑排水は発生しません。被害防除措置としてはL型擁壁とコンクリートブロックを新設して利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんは本日欠席です。みなさんから何かありますか。

13番 重松委員 今まで、家の雨水排水はどこに流していたのですか。

事務局 辻 西側の道路に流れていて、排水路がなかったようです。今回側溝を作って東側に流れるようにするようです。

6番 成富委員 次の2番の転用も同じところですね。一緒に審議した方がいいのでは。2番の自己用住宅のカーポートとかですね。

事務局 田口 いえ、2番は隣ですが別件です。以前から建っているお家の方で、道を広げるためにもともとあった倉庫を取り壊して、移転するということです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、都市計画法の用途地域内で第二種低層住居専用地域となっており、第3種農地判断となります。雨水は北東側に側溝を新設して放流する計画です。

上下水道も北東側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等

は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。みなさんから何かありますか。

4 番 中原委員 この家を建てるために、前の案件では倉庫を壊して道を広げるんですよね。新しい土地も買って。前の申請人に何の得があるんですか。

事務局 辻 おそらく宅地の部分を今回の申請人が買って、その分の収入があるはずですが。建築基準法で、建物が建てることのできる道路に2 m以上接していないといけないので、宅地部分を購入しているはずですが。

議長 柳 みなさんから何かありますか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は貸駐車場になります。

申請地は、都市計画法の用途地域内で第一種住居地域となっており、第3種農地判断となります。雨水は自然流下の計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。何か質問等ありますか。

13 番 重松委員 地上げしているようですが、地目は田のままでもいいのですか。

事務局 辻 以前、地上げする申請はきちんとしてあります。登記地目を変えてなかったということです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。ないようですので採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第1号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は共同住宅（3棟24戸）になります。

申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地判断となります。雨水は北側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道も北側の道路の既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはL型擁壁とコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

6 番 成富委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。ないようですので採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で

許可相当となりました。

それでは、議案第2号の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は、共同住宅（1棟6戸）です。

申請地は、都市計画法の用途地域内で準工業地域となっており、第3種農地判断となります。雨水は南側の既存の側溝に放流し、上下水道も南側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはL型擁壁とコンクリートブロックを新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

18番 中野委員 特に問題はありませぬ。

議長 柳 採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農地転用計画変更承認申請内容朗読及び説明>

事務局 田口 転用目的は宅地（敷地拡張）で、隣接農地との境界にコンクリートブロック擁壁を設置する計画を取りやめる申請です。変更理由は、耕作機の運転に支障が出ると判断したためです。

議長 柳 説明が終わりました。みなさんから何かありますか。ないようですので採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は田1筆1，591㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さんから何かありますか。

18番 中野委員 問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 畑1筆1，429㎡の売買です。申請者は農地を所有していないので、本日説明にきていただいています。申請地に入る道がなく、申請者か、隣の農地を耕作してある方しか入れない場所です。

申請者入室

議長 柳 農地を所有しておらず、農機具もほとんどないようなので、どういった作業をされるのか聞いておきたいと思い、お呼び建てしました。

申請者 父母が以前農業をしていて、実家に使っていない農機具があるのでそれを持ってくるつもりです。

9番 白石委員 この農地を駐車場等に転用することはないですか。

申請者 隣を駐車場に転用した際に、造成にとともお金がかかったので、今回の農地を転用するつもりはありません。

議長 柳 採決を採りますので、少し外にお願いします。

申請者退出

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第4号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田5筆3, 037㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

1番 平田委員 特に問題ないです。

議長 柳 兄弟間の贈与のようですね。皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。  
続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号1～3番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆2, 305㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。

2番については田1筆、畑2筆4, 115㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。

3番が購入される方の案件です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第2号4, 5番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 4番については畑1筆755㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。

5番が購入される方の案件です。

議長 柳 申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第2号6, 7番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 6番については田3筆、畑1筆16, 025㎡の売買で■■■■■■■■■■円で  
す。7番が購入される方の案件です。購入者は認定農業者ですが、白地農地を含む  
売買のため、利息がつきます。

議長 柳 それでは申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。  
全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第2号8～10番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 8番については田2筆10, 336㎡の売買で■■■■■■■■■■円です。  
9番は田1筆3, 024㎡を購入される方で■■■■■■■■■■円です。  
10番は田1筆7, 312㎡を購入される方で■■■■■■■■■■円です。こちらは大  
刀洗町で認定をとっていないので利息がつきます。

議長 柳 いい農地なので、町外の方に売るのはもったいないですね。できれば町内の方に買  
ってほしいところですが。

5番 辻委員 相手が決まる前に農業委員が知ることはできないですか。

事務局 辻 農業委員会に話ができるのは売買が決まってからなので、あっせんが出ていなければ  
事前に把握することはできません。

議長 柳 それでは申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。  
全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 農用地利用計画変更申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 農振除外で、変更理由は住宅の敷地拡張です。30年以上前に先代が自宅を建築し  
た際に敷地の範囲を誤って農地まで利用して建築してしまっており、宅地の敷地拡  
張をするものです。除外後は農地法第4条で転用される予定です。

3番 棚町委員 固定資産税は現況でとっているの、税務課が調べて知っているはずですよ。そ  
っちから農業委員会に教えてくれないんですか。

事務局 辻 税務課は守秘義務があるので、聞いても教えてもらえないです。

議長 柳 申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。  
全員賛成で許可相当となりました。

<事務局 議案第7号1番 あっせん申し出の説明>

事務局 辻 畑3筆3, 186㎡の売買希望です。

議長 柳 あっせん委員は辻委員と平田委員をお願いします。

<事務局 議案第7号2番 あっせん申し出の説明>

事務局 辻 畑1筆203㎡の売買・貸借希望です。

議長 柳 あっせん委員は大石委員と原委員をお願いします。

<事務局 議案第7号3番 あっせん申し出の説明>

事務局 辻 畑1筆531㎡の貸借希望です。

議長 柳 あっせん委員は平田委員と重松委員、原委員をお願いします。

<事務局 議案第7号4番 あっせん申し出の説明>

事務局 辻 畑2筆697㎡の売買希望です。

議長 柳 あっせん委員は棚町委員と中野委員、高木委員をお願いします。

<事務局 議案第7号5番 あっせん申し出の説明>

事務局 辻 借入希望で、栄田及び本郷校区の農地を希望してあります。米麦を作る予定で、表作・裏作のみでもいいそうです。自宅から近ければ狭くてもいいということでした。

議長 柳 あっせん委員は平城委員と平田委員、白石委員、平田委員をお願いします。

議長 柳 以上で審議は終わりました。報告第1号及び2号は確認してください。それではこれで終わります。